

香芝市告示第15号

令和5年1月5日から令和6年1月4日までの期間において、下記自転車駐車場に利用の許可の期間を超え、又は利用の許可を受けないで6か月を超えて置いてある自転車等については、香芝市自転車駐車場条例第16条の規定に基づき、次のとおり処分します。

令和6年2月22日

香芝市長 福岡 憲宏

- 1 処分対象自転車駐車場
近鉄五位堂駅北自転車駐車場
JR香芝駅自転車駐車場
近鉄下田駅地下自転車駐車場
近鉄関屋駅自転車駐車場
JR志都美駅西自転車駐車場
JR志都美駅東自転車駐車場
近鉄二上駅北自転車駐車場
近鉄二上駅南自転車駐車場
JR五位堂駅自転車駐車場
- 2 処分年月日
令和6年3月22日
- 3 連絡先
香芝市役所生活安全部生活安全課
(TEL 0745-76-2001)
香芝市自転車等保管所
(TEL 080-8348-1628)